平成２４年（フ）第１５１３７号
東京都渋谷区元代々木町27番７号
破産者　北星電設工業株式会社
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１３８号
東京都渋谷区神山町５－１－201
破産者　政賀　　勇
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１５８号
広島県廿日市市栗栖126―２
破産者　齋藤　陽子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１５９号
埼玉県川口市戸塚東１丁目11－６　オークガーデン弐番館303号
破産者　齋藤　峰雪
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１８７号
東京都足立区舎人３丁目２―18―101
破産者　尾崎　幸子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１８８号
東京都北区田端３丁目８―14―304
破産者　尾崎　幸男
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２０７号
東京都世田谷区南烏山５丁目２番14号　第３アベニューハウス101
破産者　直進装備株式会社
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２０８号
東京都世田谷区南烏山２丁目６－１－107
破産者　戸塚　　直
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２２９号
東京都練馬区南大泉３丁目31番２号　パラツィーナ南大泉103
破産者　有限会社ＮＤＳ
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２４１号
東京都江東区亀戸３丁目25番10号
破産者　有限会社遊電
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２４２号
東京都墨田区立花１丁目３－９
破産者　工藤　　啓
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２５９号
東京都港区東麻布１丁目３番８号
破産者　株式会社コンチェルト
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２６０号
東京都立川市幸町４丁目52―１―26―306、開始決定時の住所東京都立川市幸町５丁目54―21
破産者　池崎英一郎
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２７９号
東京都台東区台東３丁目46番８号
破産者　株式会社オー・エム・ケイ
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８０号
埼玉県朝霞市本町２丁目16―15―101
破産者　青山　道生
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８６号
東京都練馬区大泉町４丁目45番９号
破産者　有限会社東京ポリマー
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８７号
東京都練馬区大泉学園町４丁目27―６
破産者　小野澤延定
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０４号
東京都板橋区大山東町９番６号
破産者　有限会社グランゼール
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０５号
東京都中野区上鷺宮３丁目９－２―117
破産者　鈴木　重伸
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０７号
東京都杉並区高井戸東２丁目６―20マンションカメリア壱番館103
破産者　稲垣　正春
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１２号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目17番２号
破産者　株式会社ベラ
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１３号
東京都八王子市南大沢４丁目31―９
破産者　江川　栄一
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部